

■農の雇用事業

補助対象

農業法人等が雇用した新規就農者に実施する農業技術や経営能力の習得を図る実践的な研修に必要な経費を助成。

<対象研修経費>

農業生産に関すること、農産加工、出荷・販売等

補助率・対象者など

研修生1人あたり年間最大120万円

※1 新規雇用就農者への研修費用 月額最大9万7千円

指導者が受ける研修費用 年間最大12万円

※2 令和2年度より、研修生が障害者、生活困窮者、刑務所出所者等（多様な人材）の場合は、年間30万円の加算措置あり。